

(府労連)

回 答

令和 8 年 6 月 19 日
総 務 部 職 員 長

（府労連）

去る令和 8 年 5 月 26 日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会情勢等が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に大変苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第 1 のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第 2 のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第5のご要求について、月の途中に採用された職員等の通勤手当の取扱いについては、令和8年10月より、国制度を勘案し、見直したいと存じます。その詳細については、改めてお示しいたします。

第12のご要求について、非常勤職員に係る特別休暇については、他府県等の状況を踏まえ検討しているところですが、現在その対応に苦慮しているところでございます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。